

改正案

現行

電気通信事業法施行規則

電気通信事業法施行規則

目次

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 電気通信事業（第三条―第四十条）

第二章 電気通信事業（第三条―第四十条）

第三章 基礎的電気通信役務支援機関（第四十条の二―第四十条の八）

第三章 基礎的電気通信役務支援機関（第四十条の二―第四十条の八）

の八）

の八）

第四章 土地の使用等

第四章 土地の使用等

第一節 事業の認定（第四十条の九―第四十条の十九）

第一節 事業の認定（第四十条の九―第四十条の十九）

第二節 土地の使用（第四十一条―第五十四条）

第二節 土地の使用（第四十一条―第五十四条）

第四章の二 電気通信紛争処理委員会（第五十四条の二）

第四章の二 電気通信紛争処理委員会（第五十四条の二）

第五章 雑則（第五十五条―第七十条）

第五章 雑則（第五十五条―第七十条）

附則

附則

第一章 総則

第一章 総則

（登録を要しない電気通信事業）

（登録を要しない電気通信事業）

第三条 法第九条第一号の総務省令で定める基準は、設置する電気通信回線設備が次の各号のいずれにも該当することとする。

第三条 法第九条の総務省令で定める基準は、設置する電気通信回線設備が次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 端末系伝送路設備（端末設備又は自営電気通信設備と接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）の設置の区域が一の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項に

- 一 （同上）

において単に「指定都市」という。）にあつてはその区の区域）を超えないこと。

二 中継系伝送路設備（端末系伝送路設備以外の伝送路設備をいう。以下同じ。）の設置の区間が一の都道府県の区域を超えないこと。

2 (略)

(電気通信事業の届出)

第九条 法第十六条第一項の規定による電気通信事業の届出をしようとする者は、様式第八の届出書に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一〜六 (略)

七 法第九条第二号に掲げる場合に該当する場合にあつては、その旨を確認できる書類

2 (略)

3 法第十六条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類（同号に掲げる場合に該当する場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十六条第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類（同号

二 (同上)

2 (同上)

(電気通信事業の届出)

第九条 (同上)

一〜六 (同上)

2 (同上)

3 法第十六条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十六条第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

に掲げる場合に該当する場合に限る。)を添えて提出しなければならない。

一 当該認定電気通信事業者が全部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第九の二の申請書兼届出書並びに第四十条の十四第一項第一号イ及びロに掲げる書類又は様式第九の三の届出書並びに全部認定証の写し

二 当該認定電気通信事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第九の四の申請書兼届出書並びに第四十条の十四第一項第二号イ及びロに掲げる書類又は様式第九の五の届出書、同号ハ及びニに掲げる書類並びに一部認定証の写し

三 当該届出に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をせず、自らの認定電気通信事業を廃止する場合は、様式第九の六の届出書

四 当該届出に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をせず、自らの認定電気通信事業を廃止しない場合は、様式第九の七の届出書並びに第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類

5
5
7 (略)

(電気通信事業の承継に関する手続)

第十一条 認定電気通信事業者が電気通信事業の全部の譲受け又は

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

5
5 (同上)

(電気通信事業の承継に関する手続)

第十一条 (同上)

電気通信事業者についての合併若しくは分割（電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）により他の電気通信事業者の電気通信事業を承継しようとするときはあらかじめ、又は認定電気通信事業者が電気通信事業者についての相続により他の電気通信事業者の電気通信事業を承継したときは当該電気通信事業者の死亡後六十日以内に、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定める手続をとらなければならない。

一〇三（略）

二〇四（略）

五 法第十七条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十一の届出書に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一〇七（略）

八 法第九条第二号に掲げる場合に該当する場合にあつては、その旨を確認できる書類

六 前項の規定にかかわらず、法第十六条第一項の届出をした電気通信事業者（以下この項において「届出事業者」という。）が電気通信事業の全部の譲渡し又は合併、分割若しくは相続により他の届出事業者の電気通信事業を承継する場合であつて、当該承継によつて当該届出事業者がその事業の用に供することとなる電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しないこととなるときは、当該届出事業者は、あらかじめ法第九条の登録の申請をしなければならない。ただし、法第九条第二号に掲げる場合に該当する場合は、この限りではない。

七（略）

一〇三（同上）

二〇四（同上）

五（同上）

一〇七（同上）

六 前項の規定にかかわらず、法第十六条第一項の届出をした電気通信事業者（以下この項において「届出事業者」という。）が電気通信事業の全部の譲渡し又は合併、分割若しくは相続により他の届出事業者の電気通信事業を承継する場合であつて、当該承継によつて当該届出事業者がその事業の用に供することとなる電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しないこととなるときは、当該届出事業者は、あらかじめ法第九条の登録の申請をしなければならない。

七（同上）

(指定電気通信役務の料金の減免の基準)

第十九条の二の二 法第二十条第六項の総務省令で定める指定電気通信役務の料金の減免の基準は、次の各号に該当する通信に係る料金の減免とする。ただし、第三号に掲げる通信にあつては、当該指定電気通信役務の原価を下らない範囲内においてその料金の額を減免することができるものとする。

一・二 (略)

三 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)による警察庁若しくは都道府県警察の機関、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)に規定する国若しくは地方公共団体の消防の機関又は政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、若しくは論議することを目的としてあまねく発売される日刊新聞紙(その発行部数が一の題号について八千部以上であるもの)を発行する新聞社、放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第三百三十二号)第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者及び同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者をいう。)若しくはこれらにニュース若しくは情報(広告を除く。)を供給することを主たる目的とする通信社(以下「新聞社等」という。)の事業のための通信であつて専用たる電気通信役務において取り扱われるもの

(提供条件の説明)

第二十二條の二の二 法第二十六條の總務省令で定める電気通信役務は、次の各号に掲げるもの(付加的な機能の提供に係る役務

(指定電気通信役務の料金の減免の基準)

第十九条の二の二 法第二十条第六項の総務省令で定める指定電気通信役務の料金の減免の基準は、次の各号に該当する通信に係る料金の減免とする。ただし、第三号に掲げる通信にあつては、当該指定電気通信役務の原価を下らない範囲内においてその料金の額を減免することができるものとする。

一・二 (同上)

三 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)による警察庁若しくは都道府県警察の機関、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)に規定する国若しくは地方公共団体の消防の機関又は政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、若しくは論議することを目的としてあまねく発売される日刊新聞紙(その発行部数が一の題号について八千部以上であるもの)を発行する新聞社、放送事業者(電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)の規定により放送局の免許を受けた者をいう。)若しくはこれらにニュース若しくは情報(広告を除く。)を供給することを主たる目的とする通信社(以下「新聞社等」という。)の事業のための通信であつて専用たる電気通信役務において取り扱われるもの

(提供条件の説明)

第二十二條の二の二 法第二十六條の總務省令で定める電気通信役務は、次の各号に掲げるもの(付加的な機能の提供に係る役務

(一般消費者の利益に及ぼす影響が大ききものを除く。)、主として法人その他の団体が利用者となることが見込まれる役務その他一般消費者の利益に及ぼす影響が特に少ない役務を除く。)とする。

一〇六 (略)

七 有線テレビジョン放送施設(放送法第二条第三号に規定する一般放送のうち、同条第十八号に規定するテレビジョン放送を行うための有線電気通信設備(再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。))及びこれに接続される受信設備をいう。以下同じ。)の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務(前号に掲げる役務であるものを除く。)

八〇十一 (略)

二〇六 (略)

(共用に係る申立て)

第二十五条の三 法第三十八条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は、当該申立てが次の各号に掲げるものであるときは、それぞれ当該各号に掲げる様式の申立書を総務大臣に提出しなければならない。

一 電気通信設備の共用に係る申立て 様式第十七の六

二 電気通信設備設置用工作物の共用に係る申立て 様式第十八の三

(共用に係る裁定の申請)

(一般消費者の利益に及ぼす影響が大ききものを除く。)、主として法人その他の団体が利用者となることが見込まれる役務その他一般消費者の利益に及ぼす影響が特に少ない役務を除く。)とする。

一〇六 (同上)

七 有線テレビジョン放送施設(有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第二項に規定する有線テレビジョン放送施設及びこれに接続される受信設備をいう。以下同じ。)の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務(前号に掲げる役務であるものを除く。)

八〇十一 (同上)

二〇六 (同上)

(共用に係る申立て)

第二十五条の三 法第三十八条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は、様式第十七の六の申立書を提出しなければならない。

(共用に係る裁定の申請)

第二十五条の四 法第三十八条第二項において準用する法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請をしようとする電気通信事業者は、当該裁定の申請が次の各号に掲げるものであるときは、それぞれ当該各号に掲げる様式の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 電気通信設備の共用に係る裁定の申請 様式第十七の七

二 電気通信設備設置用工作物の共用に係る裁定の申請 様式第十八の四

(事業用電気通信設備の自己確認の届出)

第二十七条の五 法第四十二条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

一 七 (略)

八 有線放送設備(放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)第二条第四号に規定する有線一般放送(以下この条において単に「有線一般放送」という。)を行うための有線電気通信設備(再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。))及びこれに接続される受信設備をいう。以下同じ。)の線路(他の電気通信事業者により提供されるものを除く。以下同じ。)と同一の線路を使用する電気通信回線設備

イ 事業用電気通信設備と有線放送設備(事業用電気通信設備

第二十五条の四 法第三十八条第二項において準用する法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請をしようとする電気通信事業者は、様式第十七の七の申請書を提出しなければならない。

(事業用電気通信設備の自己確認の届出)

第二十七条の五 (同上)

一 七 (同上)

八 有線テレビジョン放送施設の線路(有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第二条第二項に規定する有線電気通信設備のうち線路に限るものであつて、他の電気通信事業者により提供されるものを除く。以下同じ。)と同一の線路を使用する電気通信回線設備

イ 事業用電気通信設備と有線テレビジョン放送施設の線路以

と同一の設備を使用する部分を除く。)との間における分界点の場所に関する説明書

ロ イの分界点における事業用電気通信設備の正常性確認方式に関する説明書

ハ 端末設備等を接続する点と有線放送設備の受信者端子(放送法施行規則第〇条第〇号の受信者端子をいう。)との間における分離度又は有線一般放送の受信設備から副次的に発する電磁波による妨害の対策措置に関する説明書

ニ 有線一般放送の受信設備を接続する点において、通信の内容が判読できないように講じた措置に関する説明書

九 (略)

2 (略)

(端末設備の接続の検査)

第三十二条 法第六十九条第一項の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 五 (略)

六 専らその全部又は一部を電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用して行う放送の受信のために使用される端末設備であるとき。

2 (略)

第四章の二 電気通信紛争処理委員会

外の有線電気通信設備との間における分界点の場所に関する説明書

ロ イの分界点における事業用電気通信設備の正常性確認方式に関する説明書

ハ 端末設備等を接続する点と有線テレビジョン放送施設の受信者端子(有線テレビジョン放送法施行規則(昭和四十七年郵政省令第四十号)第二条第五号の受信者端子をいう。)との間における分離度に関する説明書

ニ 有線テレビジョン放送の受信設備を接続する点において、通信の内容が判読できないように講じた措置に関する説明書

九 (同上)

2 (同上)

(端末設備の接続の検査)

第三十二条 (同上)

一 五 (同上)

六 専ら電気通信役務利用放送(電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)第二条第一項に規定する電気通信役務利用放送をいう。)の受信のために使用される端末設備であるとき。

2 (同上)

第四章の二 電気通信事業紛争処理委員会

(利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備)
第五十四条の二 (略)

(利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備)
第五十四条の二 (同上)

○ 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>様式第 8（第 9 条第 1 項、第 60 条の 2 関係） 電気通信事業届出書</p> <p>年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 （ふりがな）</p> <p>住 所 （ふりがな）</p> <p>氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。） 印</p> <p>登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号</p> <p>連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）</p> <p>電気通信事業法第 16 条第 1 項（第 165 条第 1 項）の規定により、電気通信事業を営む（行う）ので、次のとおり届け出ます。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 電気通信設備の概要（電気通信事業法第 44 条第 1 項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）</p> <p>(1) （略）</p>	<p>様式第 8（第 9 条第 1 項、第 60 条の 2 関係） 電気通信事業届出書</p> <p>年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 （ふりがな）</p> <p>住 所 （ふりがな）</p> <p>氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。） 印</p> <p>登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号</p> <p>連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）</p> <p>電気通信事業法第 16 条第 1 項（第 165 条第 1 項）の規定により、電気通信事業を営む（行う）ので、次のとおり届け出ます。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 電気通信設備の概要（電気通信事業法第 44 条第 1 項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）</p> <p>(1) （略）</p>

<p>(2) (略)</p> <p>注1～3 (略)</p> <p>4 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯を記載すること。</p> <p><u>当該設備が無線設備の場合であつて、次に掲げる場合に該当するときは、併せてその旨を記載すること。</u></p> <p>(1) <u>予定する周波数帯の電波を三・九世代移動通信システムに使用する場合</u></p> <p>(2) <u>予定する周波数帯の電波を電波法第7条第2項第6号に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備に使用する場合</u></p> <p>5 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>注1～3 (略)</p> <p>4 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯 <u>(当該周波数帯の電波を三・九世代移動通信システムに使用する場合は、併せてその旨)</u> を記載すること。</p> <p>5 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>様式第17の6 (第23条の14、第25条の3関係)</p> <p>接続協定に関する命令申立書 共用</p> <p>年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 (ふりがな)</p> <p>住 所 (ふりがな)</p> <p>氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)</p> <p>印</p>	<p>様式第17の6 (第23条の14、第25条の3関係)</p> <p>接続協定に関する命令申立書 共用</p> <p>年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 (ふりがな)</p> <p>住 所 (ふりがな)</p> <p>氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)</p> <p>印</p>

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

接続 不調 第35条第2項
電気通信設備の共用に関する協議が不能のため、電気通信事業法第38条第1項の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
接続又は共用しようとする電気通信設備	
締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協議の不調又は不能の理由	
当該接続又は共用が公共の利益を増進するために必要であり、かつ、適切であると認められる理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第17の7(第23条の15、第25条の4関係)
接続協定裁定申請書
共用

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

接続 不調 第35条第2項
電気通信設備の共用に関する協議が不能のため、電気通信事業法第38条第1項の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
接続又は共用しようとする電気通信設備	
締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協議の不調又は不能の理由	
当該接続又は共用が公共の利益を増進するために必要であり、かつ、適切であると認められる理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第17の7(第23条の15、第25条の4関係)
接続協定裁定申請書
共用

		年 月 日	年 月 日
総務大臣 殿		総務大臣 殿	
		郵便番号 (ふりがな)	郵便番号 (ふりがな)
		住 所 (ふりがな)	住 所 (ふりがな)
		氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印	
		登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号	
		連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)	
接続 電気通信設備の共用に関する協議が不調のため、電気通信事業法(注1)の規定により、次のとおり裁定を申請します。			
当事者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所		当事者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所	
接続又は共用しようとする電気通信設備		接続又は共用しようとする電気通信設備	
裁定を求める事項		裁定を求める事項	
予定する協定の期間		予定する協定の期間	
協議の不調の理由及び協議の経過		協議の不調の理由及び協議の経過	

<p>接続又は共用命令を経ている場合は、 その年月日</p> <p>その他参考となる事項</p>	<p>接続又は共用命令を経ている場合は、 その年月日</p> <p>その他参考となる事項</p>
<p>注 1 次に掲げる条項のうち、該当するものを記載すること。</p> <p>(1) 第 35 条第 3 項</p> <p>(2) 第 35 条第 4 項</p> <p>(3) 第 38 条第 2 項において準用する同法第 35 条第 3 項</p> <p>(4) 第 38 条第 2 項において準用する同法第 35 条第 4 項</p> <p>2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。</p>	<p>注 1 次に掲げる条項のうち、該当するものを記載すること。</p> <p>(1) 第 35 条第 3 項</p> <p>(2) 第 35 条第 4 項</p> <p>(3) 第 38 条第 2 項において準用する同法第 35 条第 3 項</p> <p>(4) 第 38 条第 2 項において準用する同法第 35 条第 4 項</p> <p>2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。</p>
<p>様式第 18 の 3 (第 25 条の 3 関係)</p> <p>共用協定に関する命令申立書</p> <p>年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 (ふりがな)</p> <p>住 所 (ふりがな)</p> <p>氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略 できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏 名を記載することとし、代表者が自筆で記入し たときは、押印を省略できる。) 印</p> <p>登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届 出番号</p> <p>連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載する</p>	

こと。担当部署等がある場合は、当該担当部署
名等を記載すること。)

不調

電気通信設備設置用工作物の共用に関する協議が不能のため、電気通信事業法第
38条第1項の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名（法人にあつては、名称 及び代表者の氏名）及び住所	
共用しようとする電気通信設備設置用 工作物	
締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協議の不調又は不能の理由	
当該共用が公共の利益を増進するため に必要であり、かつ、適切であると認 められる理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第18の4（第25条の4関係）

共用協定裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) _____ 印
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連絡先 (連絡のとれる電話番号を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信設備設置用工作物の共用に関する協議が不調のため、電気通信事業法(注1)の規定により、次のとおり裁定を申請します。

当事者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所	
共用しようとする電気通信設備設置用工作物	
裁定を求める事項	
予定する協定の期間	
協議の不調の理由及び協議の経過	
共用命令を経ている場合は、その年月日	
その他参考となる事項	

注 1 次に掲げる条項のうち、該当するものを記載すること。

- (1) 第38条第2項において準用する同法第35条第3項
 (2) 第38条第2項において準用する同法第35条第4項
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第20の2 (第27条の5第1項関係)

事業用電気通信設備の自己確認届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

第42条第1項
 第42条第2項
 第42条第4項において準用する同法第1項
 第42条第4項において準用する同法第2項
 電気通信事業法

第41条第1項
 第41条第2項
 電気通信設備が
 第41条第2項 の総務省令で定める技術基準に適合することを確認

したので、第42条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

様式第20の2 (第27条の5第1項関係)

事業用電気通信設備の自己確認届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

第42条第1項
 第42条第2項
 第42条第4項において準用する
 同法第1項
 第42条第4項において準用する
 同法第2項
 電気通信事業法

第41条第1項
 第41条第2項
 電気通信設備が同法
 第41条第2項 の総務省令で定める技術基準に適合することを確認したので、同法第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業用電気通信設備の自己確認を行った電気通信設備

--

(略)

事業用電気通信設備の自己確認を行った電気通信設備

--

(略)